

## 川崎市新本庁舎整備推進委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市の新本庁舎の整備推進にあたり、必要な事項の調査、検討及び課題調整を行うため、川崎市新本庁舎整備推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討及び調整を行う。

- (1) 新本庁舎の建設工事に関すること。
- (2) 新本庁舎の執務環境に関すること。
- (3) 新本庁舎の市民利用空間に関すること。
- (4) 新本庁舎等への移転に関すること。
- (5) その他新本庁舎の整備推進に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

### (委員長)

第4条 委員長は、市長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときその他職務を遂行できないときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

### (副委員長)

第5条 副委員長は、副市長をもって充てる。

### (委員)

第6条 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

### (幹事会)

第8条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長又は委員会から指示された事項を審議し、及び委員会の審議に付すべき事項について調整を行うものとする。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を総理し、会議の議長となる。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

### (検討部会)

第9条 委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会は、新本庁舎の整備推進に関し調査検討が必要な事項のうち、専門性が求められる事項について調査検討を行うものとする。

- 3 検討部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。
- 4 部会長及び部会委員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 5 部会長は、検討部会を総理し、会議の議長となる。
- 6 検討部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会は、必要に応じて、専門の事項を調査させるためのワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、座長及びワーキンググループ委員をもって組織する。
- 3 座長及びワーキンググループ委員は、調査させる事項に関係する職員の中から委員長が指名する。

(関係者の出席)

第11条 委員長、幹事長、部会長及び座長は、必要があると認める場合は、関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 委員会、幹事会、検討部会及びワーキンググループの庶務は、総務企画局総務部庁舎管理課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

(川崎市本庁舎等建替検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 川崎市本庁舎等建替検討委員会設置要綱(平成26年4月1日26川総本第14号)は廃止する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

委 員	上下水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 総務企画局長 財政局長 市民文化局長 経済労働局長 環境局長 健康福祉局長 こども未来局長 まちづくり局長 建設緑政局長 港湾局長 臨海部国際戦略本部長 危機管理監 会計管理者 川崎区長 幸区長 中原区長 高津区長 宮前区長 多摩区長 麻生区長 交通局長 病院局長 消防局長 市民オンブズマン事務局長 教育委員会事務局教育次長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 人事委員会事務局長 議会局長
-----	--

別表第2（第8条関係）

幹事会	幹事長	総務企画局総務部長
	幹事	総務企画局総務部庶務課長 総務企画局総務部庁舎管理課長 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 財政局財政部庶務課長 市民文化局市民生活部庶務課長 経済労働局産業政策部庶務課長 環境局総務部庶務課長 健康福祉局総務部庶務課長 こども未来局総務部庶務課長 まちづくり局総務部庶務課長 建設緑政局総務部庶務課長 港湾局港湾振興部庶務課長 臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長 危機管理本部危機管理部担当課長 川崎区役所まちづくり推進部総務課長 幸区役所まちづくり推進部総務課長 中原区役所まちづくり推進部総務課長 高津区役所まちづくり推進部総務課長 宮前区役所まちづくり推進部総務課長 多摩区役所まちづくり推進部総務課長 麻生区役所まちづくり推進部総務課長 会計室審査課長 上下水道局総務部庶務課長 交通局企画管理部庶務課長 病院局総務部庶務課長 消防局総務部庶務課長 市民オンブズマン事務局担当課長 教育委員会事務局総務部庶務課長 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長 監査事務局行政監査課長 人事委員会事務局調査課長 議会局総務部庶務課長

別表第3（第9条関係）

執務環境検討部会	部会長	総務企画局総務部長
	部会委員	総務企画局総務部庁舎管理課長 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部 行政情報課長 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長 総務企画局人事部人事課長 総務企画局人事部労務厚生課長 総務企画局人事部総務事務センター担当課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 危機管理本部危機管理部担当課長
市民利用空間検討部会	部会長	総務企画局総務部長
	部会委員	総務企画局シティプロモーション推進室担当課長 総務企画局総務部庁舎管理課長 財政局資産管理部資産運用課長 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長 市民文化局市民文化振興室担当課長 川崎区役所まちづくり推進部地域振興課長
庁舎移転検討部会	部会長	総務企画局総務部長
	部会委員	総務企画局総務部庁舎管理課長 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長 危機管理本部危機管理部担当課長 会計室出納課長